相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市俵田二一七番地、最後の住所千葉県君津市北久保一丁目三番六号三〇二

被相続人　亡　飯田　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十三日

事務所千葉県君津市中野五丁目二番一号ハートフルプラザ一〇三

相続財産管理人　豊島　充義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市俵田二一七番地、最後の住所千葉県君津市北久保一丁目三番六号三〇二

被相続人　亡　飯田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十三日

事務所千葉県君津市中野五丁目二番一号ハートフルプラザ一〇三

相続財産管理人　豊島　充義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市原市寺谷四四一番地、最後の住所千葉県市原市南岩崎五一八番地の二

被相続人　亡　櫛田　忠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十三日

事務所千葉県君津市中野五丁目二番一号ハートフルプラザ一〇三

相続財産管理人　豊島　充義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市三軒町九番地三、最後の住所千葉県銚子市三軒町九番地の三

被相続人　亡　箕輪　憲孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十三日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル七階　藤岡・合間法律事務所　相続財産管理人　弁護士　合間　利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市三軒町九番地三、最後の住所千葉県銚子市三軒町九番地の三

被相続人　亡　箕輪　憲孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十三日

事務所千葉市中央区春日二丁目一八番一〇号春日ＢＬＤ五階秋山慎太郎総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　秋山慎太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区追手町二二九番地、最後の住所静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目二番五号

被相続人　亡　宮村　雅治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十三日

静岡市葵区馬場町九番地田辺ビル三階　相続財産管理人　石割　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市江平一丁目四五八番地、最後の住所名古屋市南区道徳新町八丁目四二番地

被相続人　亡　岩間　長

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十三日

名古屋市中区錦三丁目二番四号相互ビル三階　大場鈴木堀口合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区中堂寺坊城町三〇番地、最後の住所京都市中京区壬生松原町二八番地の二〇

被相続人　亡　桂　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十三日

京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル五階　京都総合法律事務所　相続財産管理人　拾井　美香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市城東区東中浜六丁目一番地二、最後の住所大阪府守口市梶町四丁目三八番一一号

被相続人　亡　高橋　信義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十三日

大阪市北区西天満二―三―六大阪法曹ビル　相続財産管理人　弁護士　鵜飼万貴子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区内久宝寺町二丁目二三番地、最後の住所大阪市中央区農人橋一丁目四番二〇号特別養護老人ホームさくら

被相続人　亡　永井　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十三日

事務所大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル五〇二号室

相続財産管理人弁護士　森田　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区塚本二丁目二一番地一二、最後の住所大阪市東淀川区豊里六丁目二二番一九号ハウゼ豊里二〇一号

被相続人　亡　丸山　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十三日

大阪市北区豊崎三―二―一淀川五番館七階　相続財産管理人　弁護士　中西　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市東住吉区田辺三丁目五四番地、最後の住所大阪市東住吉区田辺三丁目二一番一四号

被相続人　亡　下川　千靖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月二十三日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階　相続財産管理人　塩路　広海

第７期決算公告　平成24年２月23日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

国家公務員共済組合連合会第１回ＣＬＯメザニン特定目的会社

取締役　粟国　正樹

貸借対照表の要旨（平成23年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	特定資産	11,000,000
	その他の資産	102,551
	資産合計	11,102,551
負債及び純資産の部	流動負債	127,741
	固定負債	11,000,000
	負債合計	11,127,741
	社員資本	△25,189
	特定資本金	100
	剰余金	△25,289
	（うち当期純利益）	(5,132)
	純資産合計	△25,189
	負債・純資産合計	11,102,551

第７期決算公告

平成24年２月23日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

国家公務員共済組合連合会第１回ＣＬＯシニア特定目的会社

取締役　粟国　正樹

貸借対照表の要旨

（平成23年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	21,000,000	流動負債	15,211,057
その他の資産	131,924	固定負債	6,000,000
		負債合計	21,211,057
		社員資本	△79,132
		特定資本金	100
		剰余金	△79,232
		純資産合計	△79,132
資産合計	21,131,924	負債・純資産合計	21,131,924

損益計算書の要旨

（自　平成22年11月１日　至　平成23年10月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	311,999
営業費用	367,886
営業損失	55,886
営業外収益	21
経常損失	55,865
税引前当期純損失	55,865
法人税、住民税及び事業税	70
当期純損失	55,935